

群監第30122-1号
令和8年9月11日

群馬県知事 山 本 一 太 様

群馬県監査委員	石 原 栄 一
同	平 田 稔
同	金 子 渡
同	秋 山 健太郎

令和7年度決算に基づく健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果は、別紙のとおりです。

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

令和 7 年度一般会計、特別会計、公営企業会計及び出資団体等の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の手続

知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

(1) 法令等に照らし健全化判断比率の算定に誤りはないか

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

等に主眼を置き、関係帳票及び証拠書類等と照合するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

なお、実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準を下回っていた。

引き続き、健全な財政運営に努められたい。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (3 . 7 5)	— (8 . 7 5)	8 . 8 (2 5)	1 2 4 . 3 (4 0 0)

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため「—」と表示

2 () 内は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく早期健全化基準の数値

群監第 3 0 1 2 3 - 1 号

令和 8 年 9 月 1 1 日

群馬県知事 山 本 一 太 様

群馬県監査委員 石 原 栄 一

同 平 田 稔

同 金 子 渡

同 秋 山 健太郎

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 7 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果は、別紙のとおりです。

令和7年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

令和7年度の各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の手続

知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

- (1) 法令等に照らし資金不足比率の算定に誤りはないか
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

等に主眼を置き、関係帳票及び証拠書類等と照合するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査結果及び意見

審査に付された次の会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ適正であると認められた。

なお、いずれの会計においても資金不足は生じていなかった。

引き続き、健全な企業経営に努められたい。

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率
流域下水道事業会計	—
電気事業会計	—
工業用水道事業会計	—
水道事業会計	—
団地造成事業会計	—
施設管理事業会計	—
病院事業会計	—
(参考：経営健全化基準)	(20％)

(注) 資金不足比率は、資金不足が生じていないため「—」と表示